

平成 26 年 5 月

展示用住宅（モデルハウス）の取扱いについて

愛知県建設部建築局建築指導課

展示用住宅（モデルハウス）については、建築基準法上、特殊建築物（展示場）として取扱ってきたところですが、住宅仕様として展示したい建築物を特殊建築物で取扱うことは実態と乖離が生じることから、下記のように取扱いを定めました。

記

- 1 建物用途は「展示用住宅」とし、建築基準法別表第 1（い）欄による特殊建築物として取扱わない。
- 2 建築基準法第 2 章にあたっては、原則として「住宅」の規定を適用する。
なお、来場者への避難上の配慮をすること。
- 3 建築基準法第 3 章にあたっては、「展示場」の規定を適用する。
- 4 中間検査の対象外とする。
- 5 消防長又は消防署長の同意は必要とする。
- 6 この取扱いは、愛知県が特定行政庁として所管する市町村に適用される。

以上